

議案第40号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月11日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

提案理由 会計年度任用職員の期末手当の支給要件を変更するため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

議案第40号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の  
の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について（概要）

1 改正理由

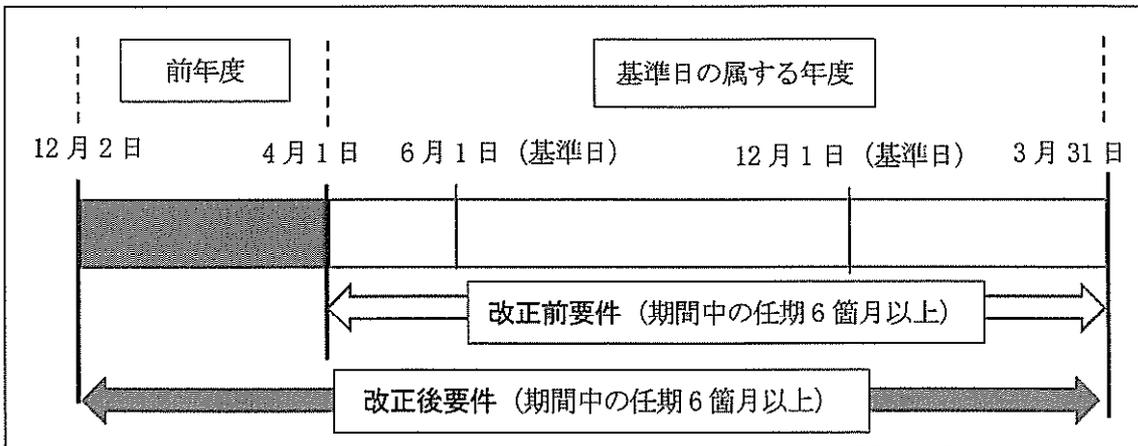
会計年度任用職員の期末手当の支給要件を市長部局に準じて改正するもの。

2 改正する規則

	規則名	対象者
(1)	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	小・中・特支学校のフルタイム会計年度任用職員
(2)	北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則	教育委員会事務局のパートタイム会計年度任用職員
(3)	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則	小・中・特支学校のパートタイム会計年度任用職員

3 改正内容

会計年度任用職員の期末手当は、原則として基準日（6月1日又は12月1日）に在職しており、かつ基準日においてその年度の任期が6箇月以上あることが支給要件とされている。この特例として、6月1日が基準日である期末手当について、前年度の12月2日から3月31日までの任期をその年度の任期として取り扱えるよう規定を改めるもの。



改正後(新)	改正前(旧)
基準日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月（6月1日を基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間（中略）におけるその者の任用期間を除いた期間）以上ある職員	基準日において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月以上ある職員

4 施行期日

公布の日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「とし、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当を支給しない」を「(6月1日を期末手当基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該期末手当基準日以前6箇月以内の期間(当該期末手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。)におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。)とする」に改める。

第3条第2項中「し、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当を支給しない」を「する」に改める。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「基準日をいう」の次に「。以下この項において同じ」を、「6箇月」の次に「(6月1日を基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間(当該基準日の属する年度の前年度の期間に限る。)におけるその者の任用期間を除いた期間)」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「基準日をいう」の次に「。以下この項において同じ」

を、「6箇月」の次に「（6月1日を基準日とする期末手当にあっては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間（当該基準日の属する年度の前年度の期間に限る。）におけるその者の任用期間を除いた期間）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定める期間は、<u>6箇月（6月1日を期末手当基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該期末手当基準日以前6箇月以内の期間（当該期末手当基準日の属する年度の前年度の期間に限る。）におけるその者の任用期間を除いた期間。次条第2項において同じ。）とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める期間は、<u>6箇月とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項前段の教育委員会規則で定める期間は、<u>6箇月とし、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当を支給しない。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 教職員給与条例第46条第3項において教職員給与条例第32条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同項後段の教育委員会規則で定める期間は、<u>6箇月とし、任用期間が6箇月未満の教職員には、期末手当を支給しない。</u></p> <p>3 略</p>

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 条例第8条第1項の任命権者が定める者とは、基準日（同項の規定によりその例によることとされている第2号会計年度任用職員に適用される給与条例第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月（6月1日を基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間（当該基準日の属する年度の前年度の期間に限る。）におけるその者の任用期間を除いた期間）以上ある職員であり、かつ、勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者（語学指導等職員を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 条例第8条第1項の任命権者が定める者とは、基準日（同項の規定によりその例によることとされている第2号会計年度任用職員に適用される給与条例第24条第1項に規定する基準日をいう。）において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月以上ある職員であり、かつ、勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者（語学指導等職員を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p>

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 条例第8条第1項の任命権者が定める者とは、基準日（同項の規定によりその例によることとされている第2号会計年度任用職員に適用される教職員給与と条例第32条第1項に規定する基準日という。以下この項において同じ。）において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月（6月1日を基準日とする期末手当にあつては、6箇月から当該基準日以前6箇月以内の期間（当該基準日の属する年度の前年度の期間に限る。）におけるその者の任用期間を除いた期間）以上ある職員であり、かつ、勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者（語学指導等職員を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 条例第8条第1項の任命権者が定める者とは、基準日（同項の規定によりその例によることとされている第2号会計年度任用職員に適用される教職員給与と条例第32条第1項に規定する基準日という。）において当該基準日が属する会計年度内の任用期間が6箇月以上ある職員であり、かつ、勤務時間規則第2条第1項又は第3項の規定により定められたその職員の1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者（語学指導等職員を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p>